

獣医学共用試験調査委員会報告

-獣医学共用試験が目指す質保証と獣医学共用試験の役割-

1. 獣医学教育改革の経緯と獣医学共用試験調査委員会の進捗状況について

1) 獣医学教育改革の経緯

- (1) 文部科学省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」設置（平成 20 年～）
「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議・第 7 回報告書」

獣医学教育：現状の課題

- 獣医師の職域や社会的役割・関連法規・獣医倫理を扱う導入教育の不整備
 - 実践的な教育内容の不足 → 見学型から参加型実習へ
 - 新たな分野への対応
 - 大学間の教育内容のばらつき → モデル・コア・カリキュラムと教育の質保証
- (2) 国公立大学獣医学協議会「獣医学教育改革委員会の設置」（平成 21 年～）
- (3) 先導的 University 改革推進委託事業（文部科学省）
「獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究」（平成 21-22 年度）
- 獣医学モデル・コア・カリキュラムの策定が進行中。
- (4) 全国大学獣医学関係代表者協議会「獣医学共用試験調査委員会」の設置（平成 21 年～）
- 獣医学臨床実習等においても見学型から参加型実習への転換には教育の質保証が要件となる。
「獣医学共用試験の調査について」の答申書（平成 21 年 3 月 25 日）

2) 獣医学共用試験調査委員会の進捗状況について

- (1) 問題点の整理と解決の方策（答申書概要の再確認）

①臨床参加型実習の大前提

獣医師の資格がない学生が臨床実習で動物（患者）に接する場合には、必要不可欠な知識・技能・態度が備わっていることを動物所有者（飼育者）に示して診療に参加することに同意してもらうことが必要である。また、学生の知識・技能・態度のレベルを全国的にも一定水準以上に保つことも必要である。共用試験（案）は、獣医系大学が実習に臨む学生に必要な最小限の知識・技能・態度の到達レベルを公平かつ厳正に評価し、その質を動物所有者（飼育者）と社会に保証するために実施する。

②見学型から参加型実習導入の障壁

獣医師法 第 17 条 獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない

③学生の獣医療行為を正当化するための理論武装

- ㊦ 目的の正当性 → 獣医師養成のためには不可欠
- ㊧ 手段の正当性（行為の相当性の確保） → 学生の質保証＝共用試験
- ㊨ 動物所有者と社会の同意 → 学生の質保証＝共用試験

④獣医学生の行為が適法と言えるための条件整備が必要

過渡期的措置：農水省獣医事審議会計画部会制定の報告書に従う

「獣医学教育における獣医学生の臨床実習の条件整備に関する報告書」

○各大学でのガイドラインの制定

○学生評価は大学で検討：共用試験に至るまでの獣医学生の質保証：段階的な対応について（案）

(2) 共用試験準備委員会の設置の提案

①獣医学共用試験調査委員会の継続的・発展的活動の為の委員の追加

現委員：東大、岐阜大、私学 5 大学（日大、日獣大、麻布大、酪農学園大、北里大）

これに全国的なバランスを考え数大学（宮崎大、山口大、大阪府大）に加わって頂きたい
上部組織委員 4 名（吉川先生、伊藤先生、尾崎先生、橋本先生）

全国大学獣医学関係代表者協議会・会長、国公立大学獣医学関係代表者協議会・会長
獣医学教育モデル・コア・カリキュラム総括班責任者、獣医学教育改革室・室長

②今後の検討課題と予定（別紙参照）

「獣医学共用試験：VetCBT&VetOSCE」の課題に関する叩き台を参考資料として提示